

川崎市アートセンター利用料金減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市アートセンター条例（平成18年川崎市条例第62号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、川崎市アートセンター（以下「センター」という。）の施設及び備品（以下「施設等」という。）の利用料金を減額し、又は免除する基準を定めるものとする。

(免除及び減額する額)

第2条 条例第4条第1項に規定するセンターの指定管理者がセンターの施設等の利用料金を免除し、又は減額する額は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者が共催する芸術文化の振興を目的とした事業で利用する場合 利用料金の10割相当額
- (2) 指定管理者が提携する芸術文化の振興を目的とした事業で利用する場合 利用料金の5割相当額
- (3) 市内に活動の拠点がある芸術文化団体等が、広く市民を対象に、市民の芸術文化の振興を目的とした事業で劇場又は映像ホールを利用する場合 利用料金の2割相当額

附 則

この要綱は、平成19年10月31日から施行する。